

= 選挙管理委員会からのお知らせ =

ご注意

期日前投票期間について

選挙ごとに期日前投票の開始日が異なります

	3/24 ~ 3/26	3/27 ~ 3/31	4/1 ~ 4/8
知事選挙	投票ができません	投票ができません	投票ができません
市長選挙	投票ができません	投票ができません	投票ができません
市議・府議選挙	投票ができません	投票ができません	投票ができません

知事のみ
投票ができます

知事・市長の
投票ができます

すべての選挙の
投票ができます



上図のとおり、選挙の種類により、期日前投票期間が異なりますので、ご注意ください。

- ◆ 4月1日からは、一度にすべての選挙の投票を行うことができます。
- ◆ 投票案内状は、4種類の選挙をまとめた1枚ものになっています。
- ◆ 投票案内状による受付をした場合、投票後、投票案内状を回収させていただきます。
- ◆ 3月31日までいずれかの選挙の期日前投票をされた場合、投票を終えていない残りの選挙分の投票案内状は送付しません。後日、残りの選挙の投票に来られる際は、投票所に備え付けの用紙（期日前投票であれば「期日前投票宣誓書・請求書」、当日であれば「名簿対照票」）に必要事項をご記入いただいたうえで投票していただけますので、受付の係員に申し出てください。